

群労発基 0107 第 7 号
令和 8 年 2 月 5 日

一般社団法人

日本労働安全衛生コンサルタント会

群馬支部長 殿

群馬労働局長



令和 7 年度群馬県最低賃金改正の周知広報について（依頼）

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、群馬県特定（産業別）最低賃金（4 業種）の周知広報のため、令和 7 年 12 月 2 日付けで広報誌等への掲載依頼をさせていただいたところですが、今般、最低賃金の広報用ポスター等を作成しましたので、お手数ではございますが、ポスターの掲示等最低賃金額の周知広報に一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、賃金引上げの環境整備のために講じている各種支援施策のリーフレットにつきましては、以下の QR コードからも取得可能でございます。

ぜひ、御活用くださいますようお願い申し上げます。

○ 各種支援策のご案内
（リーフレット）はこちら



群馬県の最低賃金額一覧



ちゃんとチェック！最低賃金

地域別最低賃金

▽群馬県で働くすべての労働者に適用されます

群馬県最低賃金

時間額

令和8年3月1日から **1,063** 円

特定最低賃金

▽下記の産業で働く方々には、特定最低賃金が適用されます

製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業

時間額

令和8年1月1日から **1,131** 円

【適用範囲】製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業（銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）及び可鍛鋳鉄製造業を除く。以下同じ。）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）

ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業

時間額

令和8年1月1日から **1,120** 円

【適用範囲】ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業（真空装置・真空機器製造業（真空ポンプ製造業を除く。）及び他に分類されない生産用機械・同部分品製造業を除く。以下同じ。）、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額

令和8年1月1日から **1,120** 円

【適用範囲】電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）

輸送用機械器具製造業

時間額

令和8年1月1日から **1,120** 円

【適用範囲】建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、輸送用機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）

※対象産業の表記は、日本標準産業分類（令和6年4月施行）によります。

1 適用

- (1)最低賃金は時間額で定められており、すべての労働者・使用者に適用されます。
- (2)労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、最低賃金額の高いものが適用されます。
- (3)派遣労働者には、派遣先の地域別最低賃金、特定最低賃金が適用されます。

2 除外される賃金

最低賃金の対象となる賃金には、次に該当する賃金、手当は含まれません。

- (1)臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2)1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3)時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金
- (4)精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

3 次に該当する者については、特定最低賃金の適用から除外され、「群馬県最低賃金」が適用されます。

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
- (4)下記に掲げる業務に主として従事する者

群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行うバリ取り、選別、袋詰め、箱入れ、箱詰め、表示、検数、秤量その他これらに準ずる軽易な業務

群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務

ロ 手作業による包装、洗浄、レッテルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務

ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務

ロ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務

ロ 手作業による包装、洗浄、レッテルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務

ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

最低賃金特設サイト

最低賃金以上かどうか確認してみよう！



賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。



お問い合わせ

群馬労働局賃金室または最寄りの労働基準監督署へ

HPはこちらから>>



厚生労働省

群馬労働局

賃金引き上げ 特設ページを公開中!

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の
取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額が
わかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる
情報を掲載しています。
賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!

賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

群馬県の「製造業」における平均的な賃金額

群馬県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	297.4	1,795	974.8
～19歳	196.9	1,179	181.9
20～24歳	212.0	1,280	521.5
25～29歳	238.6	1,432	682.7
30～34歳	266.3	1,604	866.9
35～39歳	285.3	1,726	975.8
40～44歳	311.3	1,879	1,100.1
45～49歳	337.1	2,023	1,201.8
50～54歳	342.4	2,075	1,249.9
55～59歳	370.4	2,249	1,284.0
60～64歳	266.4	1,625	753.7
65～69歳	229.5	1,388	255.7
70歳～	209.1	1,252	200.7

群馬県の「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内 給与額(月額) (千円)	所定内 給与時給 (円)	年間賞与等 特別給 (千円)
生産工程従事者	42.5歳	262.0	1,594	711.1
はん用・生産用・業務用 機械器具組立従事者	44.5歳	260.5	1,563	758.4
金属プレス従事者	38.9歳	245.9	1,488	798.9
金属溶接・溶断従事者	40.6歳	252.4	1,502	496.0
運搬・清掃・包装等従事者	47.0歳	245.2	1,483	438.7
清掃員(ビル・建物を除く)、 廃棄物処理従事者	51.2歳	266.0	1,577	495.8

群馬県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

群馬県	1時間当たり 所定内給与額(円)	群馬県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,341	製造業	1,194

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック ▶

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>



賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介

CASE1

ユアサ園芸

園芸用品販売業

正社員の基本給とパート従業員の時給を3%引き上げた。賃上げをするには利益を生み出さなければならぬため業務改善助成金を活用して、パソコン用ソフトウェア(立札を製作する筆耕ソフト)とショベルローダーを導入。作業効率が上がったことから従業員の負担が激減し、新たな顧客も増えた。今後もより良い商品を生み出すなどして付加価値を高め、高騰する輸入肥料などの諸原料費を価格に転嫁するなどの取り組みを進めて業績を維持し、継続的な賃上げを目指すという。

企業プロフィール ●本社所在地：群馬県高崎市 ●従業員数：9人



CASE2

(株)モハラテクニカ

精密板金加工等

補助金制度の積極活用による最新設備の導入により生産性を向上するなどして、賃上げや従業員の資産形成を推進し、信頼関係を構築。

高度な金属加工の技術を有し、数年来業績向上が続く。2022年7月に正社員に対し3~4%の賃上げを実施し、2023年7月には同じく4%の賃上げを実施した。従業員の働くモチベーションも向上し、今年度はパート従業員の賃上げも予定している。

企業プロフィール ●本社所在地：群馬県高崎市 ●従業員数：38人



CASE3

(有)ロゼクリーナーズカキヌマ

クリーニング業

業務改善助成金により賃上げと職場環境の改善を実現。コロナ禍を背景としたクリーニング需要減に対応すべく立ち上げた新規事業の病院・介護施設等の入居者向け集配クリーニングサービスを開始。新規事業を軌道に乗せるために業務改善助成金を利用し、賃上げと業務効率化による職場環境改善を行う。2022年10月に全従業員の時給を30円引き上げ、2023年にはさらに90円引き上げた。

企業プロフィール ●本社所在地：群馬県安中市 ●従業員数：38人



CASE4

ブルドックソース(株)

ソース等調味料の製造・販売

物価上昇に対応し従業員の生活の安定を図るため、2024年4月にベースアップを実施。加えて全従業員に一律5万円の特別賞与を支給した。優秀な人材を獲得するには給与は重要なポイントとして捉えており、人が資本の意識をもってこれに応えるためにも賃上げを継続できるように取り組んでいきたいという。

企業プロフィール ●本社所在地：東京都中央区(工場：館林市) ●従業員数：233人



主な支援策の紹介

業務改善
助成金

キャリアアップ
助成金

ものづくり・
商業・サービス
補助金

IT導入補助金

賃上げ
促進税制

働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

その他にも様々な支援策をご用意

▶「年収の壁・支援強化パッケージ」のご案内

人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず希望どおり働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策に取り組めます。

106万円の壁
への対応

130万円の壁
への対応

配偶者手当
への対応

年収の壁・支援強化パッケージの
詳細はこちら

